令和元年度実施結果·令和2年度具体的施策

【議題】

- 3. 令和元年度 熊本支部事業計画の実施報告
- 4. 令和2年度 熊本支部運営方針及び具体的施策

論点

<u>令和元年度</u>は、平成30年度からスタートした第4期アクションプラン及び第2期データヘルス計画について、各取組を着実に実施することにより、保険者機能の発揮を確実なものとすることが求められる年度であり、①基盤的保険者機能、②戦略的保険者機能、③組織体制の強化の3つに分類した上で、それぞれ目的、目標(KPI等)を定め事業を行いました。

また、<u>令和2年度</u>は、「保険者機能強化アクションプラン(第4期)」の最終年度、及び「第2期保健事業実施計画(データヘルス計画)」の中間年度に当たることから、両計画の節目となる令和2年度における事業計画を着実に実施するための、具体的施策を策定しました。

①令和元年度の実施状況及び結果、また②令和2年度の具体的施策について、

「それぞれの目的、目標及び施策手段が妥当であったかどうか」の観点から、ご意見 (無駄、不足、別な手段など) をお願いします。

3. 令和元年度 熊本支部事業計画の実施報告

2019年度 協会けんぽ熊本支部運営方針

令和元年度 第1回評議会資料 (抜粋)

平成31年度は、平成30年度からスタートした第4期アクションプラン及び第2期データヘルス計画について、各取組を着実に実施することにより、保険者機能の発揮を確実なものとすることが求められる年度である。その役割等については、①基盤的保険者機能、②戦略的保険者機能、③組織体制の強化の3つに分類した上で、それぞれ目的、目標(KPI等)を定める。

(1) 基盤的保険者機能

【目的·目標】

基盤的保険者機能を盤石なものとするため、現金給付等の業務の標準化・簡素化・効率化を徹底する。

併せて、日々の業務量の多寡や優先度に応じた柔軟な業務処理体制を構築(山崩し方式による事務処理体制の定着化)し、業務の生産性を向上させるとともに、次期システム構想を見据えた業務処理体制の見直しを進める。

【主な重点施策】

- ●現金給付の適正化の推進、効果的なレセプト点検の推進
- ●新規返納金債権の発生防止のための保険証回収強化、債権回収業務の推進
- ●業務改革の推進に向けた取組

2019年度 協会けんぽ熊本支部運営方針

令和元年度 第1回評議会資料 (抜粋)

(2) 戦略的保険者機能

【目的·目標】

戦略的保険者機能の発揮をより確実なものとするため、第4期保険者機能強化アクションプラン、第2期保健事業実施計画(データヘルス計画)に基づく取組を着実に実施するとともに、ビックデータを活用するなどして、将来を見据えた戦略的な対応を検討する。

【主な重点施策】

- ●ビックデータを活用した個人・事業所単位での健康・医療データの提供
- ●データ分析に基づいた第2期保健事業実施計画(データヘルス計画)の着実な実施
 - i) 特定健診受診率・事業者健診データ取得率の向上 ii) 特定保健指導の実施率の向上
 - iii) 重症化予防対策の推進

iv) コラボヘルスの推進

- ●ジェネリック医薬品の使用促進
- ●地域の医療提供体制への働きかけや医療保険制度改正等に向けた意見発信

(3)組織体制関係

【目的·目標】

保険者機能の基盤となる組織体制について、標準人員に基づき人的資源の最適配分を行うとともに、OJTを中心に据えた各種研修の充実により、自ら育ち組織を変えていける人材を育成する。また、内部統制の強化及びシステム運営の強化を行う。

【主な重点施策】

- ●人事制度の適正な運用と標準人員に基づく人員配置
- ●0JTを中心とした人材育成
- ●内部統制の強化に向けた取組
- ●システム関連の取組(人事給与システム、財務会計システム刷新)

実施内容等 実施状況・結果			<u> </u>	
① 傷病手当金・出産手当金の審査の強化 ○ 保険給付の適正化のため、傷病手当金・出産手当金の申請のうち資格取得直後の申請や標準報酬月額が83万円以上である申請について、審査を強化する。特に、現金給付を受給するための資格取得が扱われる申請について、保険給付適正化プロジェクトチーム会議において支給の適否を判断するとともに、必要に応じ事業主への立入検査を実施するなど、不正請求を防止する。 ○ 傷病手当金と障害年金等の併給調整について、会計検査院からの指摘も踏まえ、確実に実施する。 ○ 傷病手当金と障害年金等の併給調整について、会計検査院からの指摘も踏まえ、確実に実施する。 ○ 傷病手当金と障害年金等の併給調整について、会計検査院からの指摘も踏まえ、確実に実施する。 ○ 傷病手当金と障害年金等の併給調整 ● 供給調整件数 187件 (2) 効果的なレセプト点検の推進 ② 資格点検は、計画的な医療機関照会等を実施し、的確な返還請求処理及びレセプト返戻処理を行う。 ② 外傷点検は、業務上及び第三者行為に該当するレセプトをシステムから効率的に抽出を行い、特に交通事故等が原因による損害賠債金債権は損害保険会社等に対して早期に折衝を図り確実な債権回収を行う。 ② 外傷点検は、業務上及び第三者行為に該当するレセプトをシステムから効率的に抽出を行い、特に交通事故等が原因による損害賠債金債権は損害保険会社等に対して早期に折衝を図り確実な債権回収を行う。 ② 第三者行為照会件数・業務上返納件数及び調定件数 □ 第三者行為 (調定) 4,936件 - 第三者行為 (調定) 4,308件 345,840,976円		実施内容等	実施状況・結果 (◎計画を上回る、○計画通り、△実施中又は計画を下回る、×未実施))
保険	基	(1) 現金給付の適正化の推進	(1) 現金給付の適正化の推進	
立ち入り検査件数 2件 立ち入り検査件数 187件 (2) 効果的なレセプト点検の推進 (2) 効果のなレセプト点検の推進 (3) 無資格診療における照会件数及び調停状況 医療機関照会件数 調定レセプト件数 調定金額 18,637件 5,074件 51,229,902円 (2) 外傷点検は、業務上及び第三者行為に該当するレセプトをシステムから効率的に抽出を行い、特に交通事故等が原因による損害賠償金債権は損害保険会社等に対して早期に折衝を図り確実な債権回収を行う。 (第三者行為照会件数・業務上返納件数及び調定件数 18,637件 (3) 第三者行為照会件数・業務上返納件数及び調定件数 第三金額 負傷原因 (照会) 4,936件 - 第三者行為 (調定) 4,308件 345,840,976円	盤的保険者機	○ 保険給付の適正化のため、傷病手当金・出産手当金の申請の うち資格取得直後の申請や標準報酬月額が83万円以上であ る申請について、審査を強化する。特に、現金給付を受給する	○ 審査の強化と不正請求の防止・ 給付会議による情報共有・ プロジェクトチーム会議における協議	0
に応じ事業主への立入検査を実施するなど、不正請求を防止する。	能			
らの指摘も踏まえ、確実に実施する。		に応じ事業主への立入検査を実施するなど、不正請求を防止	立ち入り検査件数 2件	
(2) 効果的なレセプト点検の推進 ① 資格点検は、計画的な医療機関照会等を実施し、的確な返還請求処理及びレセプト返戻処理を行う。 ② 外傷点検は、業務上及び第三者行為に該当するレセプトをシステムから効率的に抽出を行い、特に交通事故等が原因による損害賠償金債権は損害保険会社等に対して早期に折衝を図り確実な債権回収を行う。 (2) 効果的なレセプト点検の推進 ① 無資格診療における照会件数及び調停状況 医療機関照会件数 調定レセプト件数 調定金額 18,637件 5,074件 51,229,902円 ② 外傷点検は、業務上及び第三者行為に該当するレセプトをシステムから効率的に抽出を行い、特に交通事故等が原因による損害賠償金債権は損害保険会社等に対して早期に折衝を図り確実な債権回収を行う。 (3) 無資格診療における照会件数及び調停状況 医療機関照会件数 調定しセプト件数 調定金額 18,637件 5,074件 51,229,902円 ② 第三者行為照会件数・業務上返納件数及び調定件数 調定金額 負傷原因 (照会) 4,936件 - 第三者行為 (調定) 4,308件 345,840,976円			○ 傷病手当金と障害年金等の併給調整	0
① 資格点検は、計画的な医療機関照会等を実施し、的確な返還請求処理及びレセプト返戻処理を行う。 ② 外傷点検は、業務上及び第三者行為に該当するレセプトをシステムから効率的に抽出を行い、特に交通事故等が原因による損害賠償金債権は損害保険会社等に対して早期に折衝を図り確実な債権回収を行う。 ② 第三者行為 (照会) 4,936件 年数 調定金額 18,637件 5,074件 51,229,902円 ② 第三者行為照会件数・業務上返納件数及び調定件数 調定金額 18,637件 5,074件 51,229,902円 ② 第三者行為照会件数・業務上返納件数及び調定件数 3年金額 18,637件 5,074件 51,229,902円 ② 第三者行為照会件数・業務上返納件数及び調定件数 3年金額 18,637件 5,074件 51,229,902円		らの指摘も踏まえ、確実に実施する。	併給調整件数 187件	
求処理及びレセプト返戻処理を行う。		(2)効果的なレセプト点検の推進	(2)効果的なレセプト点検の推進	
 ② 外傷点検は、業務上及び第三者行為に該当するレセプトをシステムから効率的に抽出を行い、特に交通事故等が原因による損害賠償金債権は損害保険会社等に対して早期に折衝を図り確実な債権回収を行う。 ② 第三者行為照会件数・業務上返納件数及び調定件数 調定金額 ② 第三者行為照会件数・業務上返納件数及び調定件数 調定金額 件数 調定金額 負傷原因 (照会) 4,936件 ー 第三者行為 (調定) 4,308件 345,840,976円 			① 無資格診療における照会件数及び調停状況	0
② 外傷点検は、業務上及び第三者行為に該当するレセプトをシステムから効率的に抽出を行い、特に交通事故等が原因による損害賠償金債権は損害保険会社等に対して早期に折衝を図り確実な債権回収を行う。 第三者行為 (照会) 4,936件 ー 第三者行為 (調定) 4,308件 345,840,976円		氷処理及のレゼノト返戻処理を行つ。	医療機関照会件数調定レセプト件数調定金額	
ムから効率的に抽出を行い、特に交通事故等が原因による損害賠償金債権は損害保険会社等に対して早期に折衝を図り確実な債権回収を行う。			18,637件 5,074件 51,229,902円	
償金債権は損害保険会社等に対して早期に折衝を図り確実な債権回収を行う。 件数 調定金額 負傷原因 (照会) 4,936件 ー 第三者行為 (調定) 4,308件 345,840,976円			② 第三者行為照会件数·業務上返納件数及び調定件数	0
第三者行為 (調定) 4,308件 345,840,976円		償金債権は損害保険会社等に対して早期に折衝を図り確実な債	件数 調定金額	
		権回収を行う。	負傷原因 (照会)4,936件 –	
業務上返納 (調定) 13件 1,318,286円			第三者行為 (調定) 4,308件 345,840,976円	
			業務上返納 (調定) 13件 1,318,286円	

		, i, , , , , , , , , , , , , , , , , ,			
項目	実施内容等	実施状況・結果 (◎計画を上回る、○計画通り、△実施中又は計画を下回る、×未実施	<u> </u>		
基盤	③ 内容点検は、レセプト内容点検の効果向上のための向上計画を引き続き き続き策定・実施し、支払基金と連携しながら点検効果額の向上	③ 内容点検			
基盤的保険者機能	を目指す。具体的には、自動点検等システムを活用した効率的な 点検を充実させるとともに、点検員のスキルアップを図るために、査定	協会+基金 協会 基金			
険者	事例の勉強会等を実施する。また、他支部の好事例を活用すること でより一層の点検効果額の向上を目指す。	令和1年度 0.332% 0.081% 0.251%			
機		平成30年度 0.409% 0.072% 0.336%			
形	【KPI】社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率: 対前年度以上	内容点検について協会実績は向上したが、基金成績が下降したため協会、基金を合算した査定率が下がり目標達成することができなかった。			
	④ 加入者の健康保持増進及び医療費適正化のため、多受診者に対 し適正受診指導を実施する。	④ 多受診者に対し適正受診指導▶ 新規患者に対し文書送付による適正受診指導を実施し改善した。	0		
	(3)柔道整復施術療養費の照会業務の強化	(3) 柔道整復施術療養費の照会業務の強化			
	【KPI】柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、か つ月15日以上の施術の申請の割合:対前年度以下	請求件数 3部位以上かつ 15日以上の件数 件数割合			
	① 柔道整復施術療養費の適正化のため、多部位や頻回の申請につ	令和1年度 219,526 2,050 0.93%			
	いて、加入者に対する文書照会を強化するとともに、いわゆる「部位 ころがし」と呼ばれる、負傷部位を意図的に変更することによる過剰	平成30年度 213,601 1,959 0.92%			
	受診に対する照会を強化する。また、照会時には、パンフレットを同封し受診についての正しい知識を普及させるための広報を実施する。 照会後においては結果を分析し、適宜、厚生局に情報提供を行う ことで、さらなる適正化につなげる。	多部位および頻回の申請について、加入者に対する文書照会を 年間4,702件実施するとともに、多部位の請求が多い傾向のある施術所、または長期施術が多い傾向のある施術所に対し、文書を送付。			
	(4) あんまマッサージ指圧・鍼灸施術療養費の適正化の推進	(4) あんまマッサージ指圧・鍼灸施術療養費の適正化の推進	0		
	① 受領委任制度導入に伴い、文書で作成された医師の再同意の確認を徹底する等審査を強化し、不正の疑いがある案件は厚生局に情報提供を徹底する。	受領委任認可情報と申請書に記載のある施術者の認可番号を、システムでチェックすることにより、認可資格の確認を徹底するとともに、医師の再同意文書の確認を強化。			

項目	実施内容等	(○計画を上回る、C	実施状 計画通り、△§				(未実施)	()
基盤的欠	(5) 返納金債権の発生防止のための保険証の回収強化、債権回収 業務の推進	(5) 返納金債権の発生防止のための保険証の回収強化、債権回収 業務の推進						回収	
体 険	① 保険証回収強化	① 保険証の回収強化 (※令和元年度は令和2年1月末現在))	\triangle		
保険者機能	【KPI】日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証 回収率:96.0%以上			一般 回収率			一般+作		
130	○ 債権発生防止のため、資格喪失した加入者に対して文書や電		令和元年度※	96.48%	79	.22%	95.46	5%	
	話による催告を積極的に行い、保険証の回収を強化する。		平成30年度	95.19%	80	.20%	94.37	' %	
	○ 一般被保険者分は、事業主に対し、文書・電話等により今後の 保険証の確実な添付について協力を依頼する。		保険証回収にが、目標達成		影送付及び電話催告を実施した (全国9位)		施した		
	② 積極的な債権管理・回収業務の推進	2	積極的な債権管	極的な債権管理・回収業務の推進					
	【KPI】返納金債権(資格喪失後受診に係るものに限る。)の回収			回収率		返納金	会の割合		
	率:対前年度以上 【KPI】医療給付費総額に占める資格喪失後受診に伴う返納金の割		令和元年度	74.64%	6	0.0	45%		
	合:対前年度以下		平成30年度	59.55%	6	0.0	38%		
	○ 各債権に応じた債権回収方法として文書・電話・訪問勧奨を 効果的・効率的に実施する。○ 資格喪失後受診による返納金債権については、国保保険者と		(回収率) ▶ 大口債権に係 目標達成した		び保険	含間調整	等の収納 は	こより	0
	の保険者間調整を積極的に活用し、回収に努める。		(返納金の割合	•	10 次 :	+∕2 ata /+ ⟨4⟩.:	₩=◇/- /// > *	\E	_
	○ 支払督促等法的手続きを活用する。		健康保険の資金調定額が前	译的现及毁失证 有年度比約209				区 約	

項目	実施内容等
基	(6)サービス水準の向上
基盤的保险	【KPI】 サービススタンダードの達成状況:100% 【KPI】 現金給付等の申請に係る郵送化率:90.0%以上
保険者機能	① お客様満足度調査等を実施し、加入者等のご意見や苦情等から加入者目線で創意工夫したサービス改善に取組み、更なるお客様の満足度向上に取り組む。
	② 業務・刷新システムの機能を有効に活用し業務の迅速化・効率化 を図るとともに事務処理誤りを防止する。
	③ 傷病手当金等の現金給付は、支給申請の受付から給付金の振込までの期間を10営業日以内と定めるサービススタンダード100%を継続実施する。
	④ インターネットを活用した医療費の情報提供サービスが利用できることを周知する。今後本部で計画されているPHR(Personal Health Record)構築を見据え、ID取得件数を伸ばしていく。
	⑤ 任意継続被保険者の保険料納付は、口座振替や前納による納付の利用を促進する。
	⑥ 窓口職員の業務遂行能力の向上を図り、効率的・効果的なサービスを提供する。
	⑦ 届書・申請書作成支援サービスが利用できることを周知し、郵送化率を高める。

実施状況·結果

(◎計画を上回る、○計画通り、△実施中又は計画を下回る、×未実施)

(6) サービス水準の向上

サービススタンダードの 達成状況	支給決定 件数	達成 件数	達成率
傷病手当金	21,010	21,010	100%
出産手当金	4,102	4,102	100%
出産育児一時金	2,184	2,184	100%
家族出産育児一時金	1,434	1,433	99.9%
埋葬料	245	245	100%
	29,305	29,304	99.99%

郵送化率	窓口受付 件数	郵送受付 件数	郵送化率
令和1年度	15,074件	112,769件	88.2%

- ▶ サービススタンダードの達成状況については、家族出産育児一時金の審査において、1件が未処理となっている状態を長期間把握できなかったことによりサービススタンダード100%を未達成。
- ▶ 電話での申請書書類依頼時に、返信用封筒を同封することで、郵送化率の向上を図る。

項 実施内容等 目 (7) 限度額適用認定証の利用促進 某 盤 【KPI】高額療養費制度に占める限度額適用認定証の使用割合: 的 86.0%以上 保険者機能 ① 限度額適用認定証の利用により加入者の医療機関窓口での 負担が軽減されることから、事業主や健康保険委員等に対して チラシやリーフレットによる広報を実施するとともに、地域の医療 機関や市町村と連携し、医療機関及び市町村の窓口に限度 額適用認定申請書を配置し、申請代行を推進するなど利用促 進を図る。 ② 高額療養費の未請求者に対して、あらかじめ申請内容を印字し た高額療養費支給申請書を送付(ターンアラウンド)し、支給 手続きを勧奨する。 (8) 被扶養者資格の再確認の徹底 【KPI】被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率 90.0%以上 高齢者医療費に係る拠出金等の適正化および無資格受診防止を 目的とした被扶養者資格の再確認を日本年金機構との連携のもと、 事業主の協力を得つつ、的確に実施する。また、対象事業所からの回 答率を高めるため、未提出事業所への勧奨による回答率の向上、未 送達事業所の調査による送達の徹底を行う。 (9) オンライン資格確認の利用率向上に向けた対応 【KPI】現行のオンライン資格確認システムについて、USBを配布した医療 機関における利用率:60.0%以上

現在、協会けんぽが独自に実施している、医療機関における資格確

実施状況·結果

(◎計画を上回る、○計画通り、△実施中又は計画を下回る、×未実施)

(7) 限度額適用認定証の利用促進

限度額認定証使用件数	73,104件
高額療養費支給申請件数	16,931件
使用割合	81.2%

- ▶ 医療機関窓口に限度額適用認定申請書の設置医療機関への 用紙送付を継続するとともに、医療機関事務担当者説明会にお いて、制度周知を行うとともに申請書の設置依頼を併せて実施。
- ▶ 高額療養費の未申請者に対する勧奨において、令和1年6月より 対象者を拡大して実施。年間10,916件送付

(8)被扶養者資格の再確認の徹底

対象事業所数	回答事業所数	提出率
21,494件	19,850件	92.4%

▶ 事業開始と同時に、前年度未提出事業所に対し提出促進文書を送付。また、令和2年3月に再確認対象者が一定数以上の未提出事業所に対し、電話勧奨を実施。

(9) オンライン資格確認の利用率向上に向けた対応

USB配布医療機関数	月のログイン数平均	利用率
47	31	66.2%

▶ 3か月以上利用がない医療機関には電話による利用勧奨を行った。

 \bigcirc

全国健康保険協会 熊本支部

認事業については、引き続き利用率向上を図る。

項目	実施内容等
戦略的	(1)ビッグデータを活用した個人・事業所単位での健康・医療データの提 供
[保険者機能	「ヘルスター通信簿」を活用し、事業所単位での健康づくりの取り組みを推進する。ヘルスター健康宣言事業所に対しては、支援の在り方やかかわり方の手法の標準化を図る。
ĦĽ	(2) データ分析に基づいた第2期保健事業実施計画(データヘルス計画)の着実な実施
	上位目標:糖尿病に起因する新規人工透析者を減少させる。
	健診・保健指導結果やレセプトデータ、受診状況等の分析結果を活用して、事業所・加入者の特性や課題の把握に努めるとともに、システムの機能を最大限活用し、効率的かつ効果的な保健事業を進める。
	① 特定健診受診率・事業者健診データ取得率の目標:58.0% (実施・取得見込者数:183,090人)
	 ○被保険者(40歳以上)(受診対象者数: 250,750人) ● 生活習慣病予防健診 【KPI】実施率 59.3%(実施見込者数: 148,695人) ● 事業者健診データ 【KPI】取得率 7.0%(取得見込者数: 17,553人)
	○被扶養者(受診対象者数: 64,777人) • 特定健康診査 【KPI】実施率 26.0% (実施見込者数: 16,842人)

実施状況·結果

(◎計画を上回る、○計画通り、△実施中又は計画を下回る、×未実施)

- (1) ビッグデータを活用した個人・事業所単位での健康・医療データの提供
 - ➤ 平成29年度版ヘルスター通信簿を作成。健康課題を認識していただくツールとして宣言事業所訪問、特定保健指導受け入れ訪問時等に活用した。また、ヘルスター宣言事業所のうちヘルスター2019にエントリーした一定規模以上の事業所に郵送。平成30年度版ヘルスター通信簿の作成に着手した。
- (2) データ分析に基づいた第2期保健事業実施計画(データヘルス計画)の着実な実施

	対象者数	件数	実施率
生活習慣病予防 健診(40歳以上)	250,750人	149,213件	59.5%
事業者健診 データ取得	250,750人	20,047件	8.0%
健診実施件数 計	250,750人	169,260件	67.5%

	対象者数	件数	実施率
特定健診 (事業者健診 再掲)	64,777人	15,010件 (19件)	23.2%

項目	実施内容等	実施状況・結果 (◎計画を上回る、○計画通り、△実施中又は計画を下回る、×未実施)
戦	①-1健診の受診勧奨対策		
略的	<被保険者の健診受診率向上に向けた施策>	〈被保険者の健診受診率向上に向けた施策〉	
保険者機能	○ 生活習慣病予防健診実施機関の契約を増やし、受診環境を 整える。 (上期)	➤ 実施機関が1機関増え71機関となった。健診機関が目標値を選択し 達成時に報奨金を支払う契約を新設し、全71機関のうち29機関と締 結。20機関が目標を達成した。	0
月花	○ ヘルスター健康宣言やヘルスター認定制度及びインセンテイブ制度などの説明を丁寧に行うことにより事業主の理解を深め、健診受診や事業者健診データの提供に結び付ける。	▶ コラボヘルスとして健康課題の説明などを目的に9事業所へ訪問を実施。安全大会等でのセミナーを延べ49事業所にて開催した。また、新規宣言事業所14社を訪問し、健診受診および事業者健診データ提供を求めた。	0
	○ 生活習慣病予防健診未利用事業所への訪問勧奨を強化する ことにより、生活習慣病予防健診受診率向上及び事業者健診 データ取得率向上をめざす。	⇒ 受け入れ状況から選定した事業所と新規宣言事業所を訪問。生活習慣病予防健診の受診と事業者健診データの提供を求めた。	0
	○ 任意継続被保険者および新規適用事業所加入者については、 資格取得後早急に健診案内を送付することで受診率向上に繋 げる。	▶ 早期受診に繋がるよう、資格取得後早期に案内を発送した。	0
	○ 被保険者数の少ない事業所の対象者に対しては、個人住所宛 案内により、集団健診を実施することで受診率向上に繋げる。	▶ 生活習慣病予防健診の申し込みがゼロ件の事業所のうち熊本市近郊 在住者15,712人に文書勧奨を行い、2月から3月にかけて8日間、 うち6日間は土日祝日開催の集団健診を開催。714人が集団健診を 受診した。	0
	○ 生活習慣病予防健診受診勧奨および事業者健診データ取得 について、委託事業により文書・電話による勧奨を実施する。	▶ 外部業者への委託による生活習慣病予防健診未利用事業所の勧奨 と事業者健診データの提供勧奨を実施。「同意書提供」よりも「健診結 果の写し」の提供を優先にした方針で業務を委託した結果、事業者健 診データ20,047件を取得し目標件数17,553件を大きく上回った。	0

項目	実施内容等	(◎計画を上回る、○	実施状況 計画通り、△実施	• • • •	回る、×未実施	<u>5</u>)
戦略的保険者機能	<被扶養者の健診受診率向上に向けた施策> 自治体との連携の効果を活かし、市町村が行うがん検診との連携強化を徹底する。協会主催の集団健診においては、実施日数・会場数を増やし、また「オプショナル健診」など実施することで加入者のニーズに応え、受診者の増加を図る。	〈被扶養者の健診受託▶ 県内14市5町在住診・がん検診集団・年度比+3.9%の▶ 県内全域においては前年度比-0.3	主の被扶養者に対 健診の個別勧奨な 増加となった。 協会主催集団健	し、各自治体主催 を実施。結果、受証 診を111日間開催	含者数は前	
	 ② 特定保健指導の実施率目標【KPI】26.7% ○ 被保険者(受診対象者数:33,582人) 特定保健指導 実施率 27.4% (実施見込み人数 9,201人) (内訳)協会保健師実施分 12.7% (実施見込者数:4,264人) アウトソーシング分 14.7% (実施見込者数:4,937人) ○ 被扶養者(受診対象者数:1,448人) 特定保健指導 実施率 10.0% (実施見込者数:145人) 	 ② 特定保健指導 ○ 被保険者 初回面談(アウトソース 再掲) 評価件数(アウトソース 再掲) ○ 被扶養者 初回面談 評価件数 	対象者数 33,582人 33,582人 対象者数 1,448人 1,448人	件数 13,349件 (8,942件) 10,609件 (6,596件) 件数 150件 105件	実施率 39.8% 31.6% 実施率 10.4% 7.3%	

項		実施状況・結果	
目	実施内容等	大心れんで相来 (◎計画を上回る、○計画通り、△実施中又は計画を下回る、×未実施))
戦	②-1保健指導の受診勧奨対策	②-1保健指導の受診勧奨対策	
略 的	<被保険者の特定保健指導受診勧奨対策>	〈被保険者の特定保健指導受診勧奨対策〉	
保 険 	【協会保健師実施分】	【協会保健師実施分】	
略的保険者機能	○ 対象事業所について、過去の受け入れ状況および保健指導未 実施理由等確認し、効率的・効果的な勧奨を行う。	▶ 過去の受け入れ状況を確認することで、効率的な受け入れ勧 奨に繋がるよう努めた。	0
	○ 受入れの悪い事業所に対しては、電話や訪問により必要性を訴え、特定保健指導実施に結び付ける。	以前お断りされたが受け入るようになった事業所を中心に、訪問による受け入れ勧奨を実施。	0
	○ 代謝リスクの高い事業所とのコラボヘルスの一環として、対象事 業所の特定保健指導を確実に実施する。	▶ コラボヘルスとして特定保健指導の受け入れを目的に9事業所 へ訪問を実施。	0
	○ 特定保健指導実施者のスキルアップと特定保健指導の質の向上を図るため、計画的に研修会を行うとともに適宜事例検討や好事例の共有を行う。	特定保健指導対象者の改善率向上をテーマにした研修会の開催、好事例・困難事例の情報共有を目的とした事例検討会の開催を毎月1回、計12回行った。	0

項目	実施内容等	実施状況・結果 (◎計画を上回る、○計画通り、△実施中又は計画を下回る、×未実施)
戦略	【アウトソーシング分】	【アウトソーシング分】	
的保険	○ 健診当日の特定保健指導実施体制を整備し、対象者が受け やすい環境を整える。	▶ 委託機関への研修会や訪問等の機会を活用し、健診当日の特定保健指導の実施拡大を働きかけた。	0
保険者機能	○「健診と特定保健指導の一体化」を事業所・特定保健指導委 託機関双方に働きかけ、健診当日の初回面談実施の拡大に 繋げる。	健診当日実施の働きかけにより、委託機関による目標初回面談件数7,500件を大きく上回る初回面談件数8,942件の実施結果となった。	0
	○ 月ごとの具体的な数値目標を策定してもらい、進捗管理を徹底 する。	▶ 委託機関から年度当初に月ごとの目標件数の報告を求め、進捗 状況を把握している。	0
	○ 特定保健指導の委託をしていない健診機関に対し「健診と特定保健指導の一体化」を働きかけ、特定保健指導委託機関の拡大を進める。	▶ 3機関と新規委託の協議を行い、そのうち1機関と委託について 協議継続中。	
	<被扶養者の特定保健指導受診勧奨対策>	〈被扶養者の特定保健指導受診勧奨対策〉	
	○ 協会主催集団健診における健診当日の初回面談実施を拡大 する。	▶ 熊本市近郊で実施する集団健診において、対象者31人のうち 21人について健診同日に特定保健指導を実施した。	0
	○ 食事・運動に関する体験型のグループ支援セミナーを開催し、集団での特定保健指導を実施することで、実施率向上に繋げる。	▶ 食事指導および運動指導中心の外部委託による集団セミナーを 9月、11月、2月の計3回開催した。	0

項目	実施内容等	実施状況・結果 (◎計画を上回る、○計画通り、△実施中又は計画を下回る、×未実施)
戦	③ 重症化予防対策の推進	③ 重症化予防対策の推進
略的保険者機能	 【KPI】受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合: 12.0%(180人)以上 未治療者に対する受診勧奨における二次勧奨実施予定人数 1,500人 生活習慣病の重症化を防ぐため、要治療域と判定されながら治療していない者に対して、確実に医療に繋げる取り組みを行う。 糖尿病性腎症に係る重症化予防事業予定人数 50人 糖尿病性腎症患者の透析導入を防ぐために熊本県版糖尿病性腎症対策プログラムを軸として、医師会・かかりつけ医との連携のもと、主治医の指示に基づく保健指導を行う。 	使診受診期間 (H30.4~H31.3) 対象者数 受診者数 受診率 5,728人 596人 10.4% 未治療者に対する二次勧奨を対象者1,530人に実施した。 熊本県糖尿病性腎症重症化予防プログラムに沿って、電話・手紙・訪問によりかかりつけ医の治療をサポートする形で外部委託により実施した。 糖尿病性腎症に係る重症化予防事業参加者77人 医師会を訪問し事業内容を説明のうえ協力を要請。その後、かかりつけ医に対して協力依頼文書の送付と一部訪問により事業への理解と協力を要請した。
	 ④ コラボヘルスの推進 「ヘルスター通信簿」や、「ヘルスター宣言事業」などを活用し、事業主への積極的な働きかけを行うなど、事業主の主体的な取り組み(コラボヘルス)を促す。 ○ 健康経営セミナー、フォローアップ実践セミナーなど、健康経営を目指す事業所の支援を行う。 	④ コラボヘルスの推進 ヘルスター健康宣言の状況令和元年度 宣言事業所数(累計)229件 1,599件ヘルスター認定2019・健康経営優良法人認定2020
	○ 業種団体や行政との連携を図り、健康づくりの意識向上を図る。	ヘルスター認定2019 572社 (三つ星27件、二つ星167社、一つ星378社) 優良法人認定2020 応募108社
		 (連携協定) 県建設業協会、県道路舗装協会、中小企業家同友会、宇土市・宇土市商工会とは3者の連携協定。 (事業所訪問) 新規宣言事業所14社。 外部委託によるフォローアップセミナー54社に実施(新型コロナウイルス感染防止のため途中中止)。

▶ 健康経営取り組み事例集を作成。

(令	礼
項目	
戦略	(3
的保	
略的保険者機	ti 信
機能	Ī
	1
	(
	(
	(
	(

実施内容等

(3) 広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進

【KPI】広報活動における加入者理解率の平均:対前年度以上

協会の取り組みや医療の情報を加入者・事業主のみならず、協会の発信力を広げるため一般の方々への広報を推進するとともに、加入者から直接意見を聴く、双方向の取り組みを進める。

- ① 保健事業や医療費適正化など保険者機能を発揮した協会の取り組みや、地域ごとの医療提供体制や健診受診率等を「見える化」した情報をタイムリーに加入者・事業主に発信し、ヘルスリテラシーや医療費に対する関心を持ってもらい自発的な取り組みを促す。
- メールマガジンの登録者数を増やすため、大規模事業所の加入者に対し、事業所を通じて強く働きかける。
- ホームページアクセス数に注目し、内容の充実を図り真に加入者・事業主が必要としている情報の発信を工夫する。
- アンケート調査(理解度調査)等による加入者からの直接意見を 踏まえた広報を行う。
- 加入者にメリットのある制度の認知率アップのため支部独自のチラシ・リーフレットを作成し、丁寧なお知らせを行う。

実施状況·結果

(◎計画を上回る、○計画通り、△実施中又は計画を下回る、×未実施)

(3) 広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進

	単純平 均	分野① 保険料	分野② 健診・ 保健指 導	分野③ その他の 協会け んぽの 取り組 み	分野4) 医療の かかり方	分野(5) 現金給 付
令和	46.3	19.6	45.0	51.5	55.6	59.6
元年度	%	%	%	%	%	%
平成30	38.2	26.0	35.8	39.4	40.7	49.0
年度	%	%	%	%	%	%

- 納入告知書同封チラシ 年11回発行
- 社会保険くまもと 年6回記事掲載(社会保険協会 発行)
- 熊本県トラック協会会報誌 年4回記事掲載

<メルマガ>

令和元年度	メルマガ登録件数
新規登録	(3月・配信件数)
848件	5,022件

- メールマガジン 定例12回、臨時号3回配信(保険料率、コロナ)
- 加入者へ申請書を送付する際にメルマガチラシを同封。
- 健康保険委員への登録勧奨の際に併せてメルマガ登録。

項目	実施内容等	実施状況・結果 (◎計画を上回る、○計画通り、△実施中又は計画を下回る、×未実施)	
戦略的保険者機能	 ② 加入者・事業主のみならず、広く県民一般の方々に対しても、メディアを有効に活用した広報を展開する。 ○ 行政・経済団体・メディア含めた「オール熊本」の連携による「健康寿命の延伸」をキーワードとした疾病予防に向けた取り組みについて、県民に直接届く広報を継続して実施する。 ○ 医療機関の適切利用、はしご受診の防止等の医療・介護サービスを適正利用、柔道整復施術療養費の適正化のための啓発を行う。 ○ 県や市町村及び、関係団体が行う健康セミナー・イベント等に共同参画し、協会の取り組み等を紹介するなど広く関係者に存在感を示して行く。 	 ② 加入者・事業主のみならず、広く県民一般の方々に対しても、メディアを有効に活用した広報を展開する。 ・ 健康経営実践事例集の作成 ・ ニュースリリースを年12回実施(記事掲載3回) ・ 3月に立て続けに優良広告を掲載(ジェネリック、医療のかかり方、医療費、県・企業との三者対談) 	0
	 ③ 健康保険委員の活動強化と委嘱者数拡大 【KPI】全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合:53.0%以上 ⑤ より一層健康保険事業の推進に必要な活動を行っていただくため、研修や広報活動等を通じて健康保険事業に対する理解の促進等を行い、健康保険委員活動の支援を行う。 ⑥ 事業所の規模に応じた健康保険委員の委嘱拡大を戦略的に進める。 	③ 健康保険委員の活動強化と委嘱者数拡大	•

[実施内容等	実施状況・結果 (◎計画を上回る、○計画通り、△実施中又は計画を下回る、×未実施)
	 (4) ジェネリック医薬品の更なる使用促進 【KPI】ジェネリック医薬品使用割合:80.0%以上 ① 健康保険委員や健康宣言事業所等を中心に事業所を介し加入者に対してジェネリック医薬品の情報を発信する。 ② ジェネリックシール等本部作成ツールの積極的な配布による促進を図るとともに、自己負担額軽減額効果通知により使用促進を図る。 ③ 医療機関・調剤薬局に対しては、県薬剤師会と連携したセミナーの開催など啓発活動の展開による促進を図るとともに、医療機関・調剤薬局毎の使用割合等のデータ(ジェネリックカルテ)を活用し、訪問勧奨を行うなど働きかけを強化する。 ④ 県をはじめ関係機関に対しても積極的な働きかけを行うとともに各種協議会等の場で意見発信を行う。 	(4) ジェネリック医薬品の更なる使用促進 診療月 令和2年1月 使用割合(数量ベース) 80.9% ・ ジェネリック医薬品に切り替えた場合の軽減額を記載した"軽減額通知"を8月・2月に実施(全国)。 ・ 使用割合が低い山鹿市と御船町に居住する全被保険者を対象に、ジェネリック医薬品の使用を勧めるDMを送付。 ・ 医療機関、薬局に対して医療機関毎のジェネリック使用状況の掲載したお知らせを年2回送付。(4月:約2,000医療機関・薬局、11月:約800医療機関・薬局) ・ 特に使用割合が低い21医療機関・薬局を4~5月に訪問。 ・ 使用割合が一定基準を下回る200床以上の6医療機関を2月に訪問。	0
	(5) インセンテイブ制度の本格導入① 平成30年度の実施結果を迅速に検証し、向上化対策を立て具体的な取り組みにつなげる。② 平成30年度の結果とともに制度周知についての広報を丁寧に行うとともに、業績評価の視点から進捗管理目標として掲げ、能動的に管理していく。	 (5) インセンテイブ制度の本格導入 広報誌における健診・ジェネリック医薬品の記事において、インセンティブ制度により保険料率に反映することを併せて掲載。 新規適用の事業所向けの冊子、健康保険委員向けの冊子においてインセンティブ制度の説明を掲載。 	С

			\neg
項目	実施内容等	実施状況・結果 (◎計画を上回る、○計画通り、△実施中又は計画を下回る、×未実施)	
戦略	(6) 地域の医療提供体制への働きかけや医療保険制度改正等に向けた意見発信〈I〉	(6) 地域の医療提供体制への働きかけや医療保険制度改正等に向け た意見発信(I)	1
的保険者機能	【KPI】他の被用者保険との連携を含めた、地域医療構想調整会議への支部参加率:90.0%以上 【KPI】「経済・財政と暮らしの指標「見える化」データベース」などを活用した効果的な意見発信を実施する。	地域医療構想調整会議への支部参加率:100% ・ 令和元年度より新たに1医療圏(菊池医療圏)への参加により 100%達成。	
	① 地域医療への関与	① 地域医療への関与	
	県や市等が設置する健康づくりに関する検討会等に対して、加入者・事業主を代表する立場で関与し、他の保険者と連携しながら関係機関への働きかけや意見発信を行い、地域医療に貢献する。	 熊本・上益城、天草、芦北、有明、八代の調整会議に参画し意見発信。 保険者協議会、地域糖尿病保健医療連携会議、熊本市 C K D対策会議、健康くまもと21推進会議、各国保運営協議会、熊本県健康づくり県民会議ほか、参画。 	
	 ② 医療費データ等の分析 保険者機能強化アクションプラン(第4期)に沿って、医療の質の向上、効率化の観点を踏まえ、その成果を施策に反映できる調査研究を行う。 ○ 本部提供の各種情報リストや医療費分析マニュアル、及び地域ごとの診療行為別の標準化レセプト出現比(SCR)分析ツールや地域医療を見える化したデータベースを活用し、地域別の医療提供の実態把握、地域差の要因分析を行い、加入者や事業主への情報提供を行う。 ○ 外部有識者との連携協力を図り、医療・介護に関する情報の収集・分析・提供への組織的対応の強化を図る。 	 ② 医療費データ等の分析 ・ 熊本大学西森教授と合同で産業衛生学会へ報告(熊本県内の中小規模事業所における喫煙対策及びCOPD認知度に関する検討) ・ 初診時の時間外受診に関する分析結果を県関係部署等に情報提供し、「上手な医療のかかり方」について説明し熊本県全体での取組みを提案。 	

項目	実施内容等	実施状況・結果 (◎計画を上回る、○計画通り、△実施中又は計画を下回る、×未実施))
組織・運営体制	(1) 評議会の開催及び適切な運営 評議会において、協会運営に対する意見を聴取するとともに、定期的 に支部の事業進捗状況を報告することにより、効果的な事業推進に繋 がる意見発言が出やすい環境づくりを行う。	(1) 評議会の開催及び適切な運営	0
14 制 関係 	(2) 人事制度の適正な運用と標準人員に基づく人員配置 業務の効率化・平準化・簡素化の定着により、基盤的業務から戦略 的業務へウエイトを移行し適切な人員配置を行う。	(2) 人事制度の適正な運用と標準人員に基づく人員配置▶ 平成31年2月に基礎的業務(業務)から戦略的業務(企画総務)へ人員を移行させ、協会本部の示す標準人員での配置を完了。その後基礎的業務においては業務の効率化・平準化・簡素化の定着化を図る。	0
	(3) 人事評価制度の適切な運営 役割定義を明確化した人事制度の運用・活用を通じて組織目標達成のための個人目標の設定・面談、中間ヒアリングを行い、適切な評価につなげ、目標達成のための仕組みを定着させる。	(3) 人事評価制度の適切な運営 ▶ 上期・下期の期首において役職それぞれの役割を明確にした個人目標の設定・面談を実施。期中においては個別の中間ヒアリングやグループ会議等における進捗管理を実施し各事業目標達成に向けた取組みを徹底した。	0
	(4) O J Tを中心とした人材育成 ① O J T、集合研修、自己啓発を効果的に組み合わせた中で人材育成策を展開し、「自ら育つ」という成長意欲を持ち、責任感を持って創造的な活動ができる人材を育成する。	(4) O J Tを中心とした人材育成 ① 4月及び11月採用職員に対して「自ら育つ」という成長意欲を持ち、 責任感を持って創造的な活動ができる人材育成を目的とした支部 全体でのOJT研修を実施した。(4月採用者:4月~9月 11	0
	② 全職員による事業所・関係団体訪問を通じて、関係機関と調整・協働ができる交渉力を持った人材、関係する協議会等において適切な意見発信のできる人材を育成する。	月採用者:11月~1月) ② ジェネリック医薬品使用促進を目的とした医療機関訪問の実施や九州7県の支部担当者参加による広報担当者会議を主催し、関係機構と調整・協働ができる交渉力を持った人材、関係する協議会等において適切な意見発信のできる人材を育成する取り組みを	0
	③ 専門的な知識の習得のため、関係団体等の主催する研修会への 積極的な参加、また自己研鑽のための本部斡旋の通信講座の受 講を推進する。	行う。 ③ 支部内職員に対して8月にビジネス文書研修、3月にファシリテーション研修を外部講師により実施した。本部斡旋の通信講座においては15名受講した。	0

項目	実施内容等	実施状況・結果 (◎計画を上回る、○計画通り、△実施中又は計画を下回る、×未実施)	
組織	(5) 支部業績評価の実施	(5)支部業績評価の実施	
織・運営体制	○ 支部業績評価の評価項目や評価方法を確認し意識した上で、業 績向上に努める。	▶ 支部業績評価の評価項目や評価方法を事業進捗シートに記載し、評価を意識した事業の取り組みを毎月確認することで各グループの業績向上に努めた。	0
体 制 関 係	(6)費用対効果を踏まえたコスト削減等 【KPI】一般競争入札に占める一者応札案件について、23%以下と する	(6)費用対効果を踏まえたコスト削減等 【KPI】一般競争入札に占める一者応札案件47%	\triangle
1715	① 予算・実績管理の徹底	→ 一般競争入札に占める一者応札案件については17件の入札 に対し8件一者応札となり一者応札率は47%であった。支部と しては前年度(50%)よりは下回ったがKPIは達成できなかっ	
	○ 毎月の実績管理を確実に行い、定期的に進捗状況を報告し、 計画的な事業推進に努める。○ 事業終了後は事業評価を確実に行う。○ 適切な入札等を厳正に行う。	た。 ト 令和2年度においては一者応札となった理由等を考察し改善に取り組んでいる。 	
	② 超過勤務の適正化に努め、結果として経費節減となるよう業務管 理を行う。	▶ 毎月、事業計画に基づき予算執行を行い、銀行勘定帳、預金 出納帳による月次報告を毎月月末に確実に行うことで予算管 理の徹底を行った。事業終了後は毎月の事業進捗ヒアリング内 で事業評価を確実に行った。100万円を超える調達案件は入	0
	③ 経費削減策の推進○ 業務・システム刷新の目的であるペーパーレス等による経費削減	札を確実に実施し、随意契約になる場合、調達審査委員会の 承認を必ず得て実施した。	
	○ 乗扱・クステム制制の目的であるペーパーレス等による軽負削減 を推進する。	▶ 水・金曜日においては原則「ノー残業デー」とし超過勤務時間の 縮減に努めたが全体的に縮減には至らなかった。	\triangle
		令和2年度は電話や郵便の対応や業務のやり方自体の見直しを図り、超過勤務時間は一人当たり月10時間以内となるよう取り組んでいる。	\triangle
		➢ 法人文書保存年限による廃棄を適切に行い、外部倉庫の保管 料の削減など取り組んだ。ペーパーレス化については特に削減結 果はなかった。	Δ

項目	実施内容等	実施状況・結果 (◎計画を上回る、○計画通り、△実施中又は計画を下回る、×未実施)	
組織・運営体制関係	 (7) コンプライアンス・個人情報保護等の徹底 コンプライアンス計画を立案し、その計画に基づいて研修・自己点検を行い、その遵守を徹底するとともに定期的に委員会を開催し支部の状況等を確認・改善する。 個人情報保護については、パスワードの設定や暗号化等の点検を定期的に行うとともに、保有状況と管理ルールを常時点検し、自主点検の点検項目を強化し、情報の保護を徹底する。 	会では、コンプライアンスと個人情報保護に係る支部の方針と研修等の年間活動スケジュール等を決定、11月の委員会においては支部独自のセルフチェックの在り方について議論した。あと本部が実施した職場風土に関するアンケート結果について1月に職場討議をおこない。支部の弱みについて分析し3つの配りプラスワン(目配り、気配り、心配り、言葉配り)の取り組みを実施することを決めた。	⊃ △
	(8)リスク管理の強化	(8)リスク管理の強化	
	○ 来訪者、並びに職員の安全を確保するため、災害時支部初動対応マニュアルに基づいた危機管理の実践的な訓練・対策協議をテナントビル所有者側も含めて行う。	➤ 平成28年の熊本地震の経験から毎年4月と下期に1回の年2回安 否確認システムを活用した模擬訓練の実施と入居ビルと連携しての 防火訓練を年1回(1月)実施した。	C
	○ 本部監査等や自主点検の指摘事項、支部活性化プロジェクト委員会の提案、並びにお客様の声に基づき、定期的な支部保有リスクの洗い出しを行い、対応策を協議の上で迅速な対応に努める。	本部監査での指摘事項や自主点検での気付き事項について事務 処理の見直しや支部活性化プロジェクト委員会における電話体制 見直しへの意見聴取など支部の保有リスクの改善を行った。	C
	○ リスク管理委員会の開催や支部における役割等を明確にするなどリスク管理体制の整備を進め事故後の対応等に備えるとともに、事故防止対策を徹底する。	新型コロナウイルス感染症拡大に伴い職員やその家族が発熱した場合の対応についてや緊急事態宣言による事業縮小への取り組み方などリスク管理委員会を開催することで協議、情報共有を行った。	0

4. 令和2年度 熊本支部運営方針及び具体的施策

▶ 青文字: KPI

> 赤文字:令和元年度からの主な変更箇所

▶ 担当: 企総(企画総務グループ)、保健(保健グループ)、業務(業務グループ)、レセ(レセプトグループ)

		実施内容等	担当	具体的施策
1 · 基	(1)	サービス水準の向上		
基盤的保険者機能	1	お客様満足度調査等を実施し、加入者等のご意見や苦情等から加入者目線で創意工夫したサービス改善に取り組み、更なるお客様の満足度向上に取り組む。	業務	• 支部CS向上委員会の方針やお客様満足度調査の結果等を活用し、加入者目線で創意工夫したサービス改善を実施
者 機 能	2	業務・刷新システムの機能を有効に活用し業務の迅速化・効率化を 図るとともに事務処理誤りを防止する。	業務	新規採用・人事異動による配属時の個別研修だけでなく、チーム 単位・グループ単位での集合研修等を必要に応じて実施すること により、業務の迅速化・効率化を図るとともに事務処理誤りを防 止する。
	3	傷病手当金等の現金給付(SS対象給付)は、支給申請の受付から給付金の振込までの期間を10営業日以内と定めるサービススタンダード100%を継続実施する。 ■ KPI:サービススタンダードの達成状況:100%	業務	・ 日次における進捗管理の徹底及び月末の所在確認の確実な実 施
	4	任意継続被保険者の保険料納付は、口座振替や前納による納付の利用を促進する。	業務	・ 窓口での周知や資格取得申出書送付時に文書による勧奨を実施
	(5)	窓口職員の業務遂行能力の向上を図り、効率的・効果的なサービ スを提供する。	業務	・ 窓口職員との定期敵的なミーティングを行い、効率的・効果的な窓口サービスを提供する
	6	届書・申請書作成支援サービスが利用できることを周知し、郵送化率を高める。 現金給付等の申請に係る郵送化率:92.0%以上	業務	届書・申請書作成支援サービスについて、各種広報、健康保険 委員研修、電話での用紙送付依頼時等において郵送による申 請を周知

		I	
	実施内容等		具体的施策
基盤	(2)業務改革の推進に向けた取組		
基盤的保険者機能	○ 現金給付等の業務処理手順の更なる標準化の徹底と役割を明確にした効率的な業務処理体制の定着により、業務の生産性の向上を目指す。	業務	• グループ内の会議・ミーティング等での意識の共有を図り、ユニット編成の再構築を実施することで、生産性の向上を図る
機能	(3) 現金給付の適正化の推進		
	① 傷病手当金・出産手当金の審査の強化		
	○ 保険給付の適正化のため、傷病手当金・出産手当金の申請のうち資格取得直後の申請や標準報酬月額が83万円以上である申請について、審査を強化する。特に、現金給付を受給するための資格取得が疑われる申請について重点的に審査を行う。審査で不正の疑いのある事案については、保険給付適正化プロジェクトチーム会議において支給の適否を判断するとともに、必要に応じ事業主への立入検査を実施するなど、不正請求を防止する。	業務	 審査重要度「高」について年間スケジュールの見直しを図り、資格取得直後の申請や標準報酬月額が83万円以上である申請について審査強化を図り、審査 不正請求疑義案件について保険給付適正化プロジェクトチーム会議において支給の適否を判断。必要に応じ事業主への立入検査を実施
	○ 傷病手当金と障害年金等の併給調整について、会計検査院 からの指摘も踏まえ、確実に実施する。	業務	・ 毎月の更正データによる確実な実施と、定期的な労基署への照会作業を実施
	(4) 効果的なレセプト点検の推進 ■ KPI: 社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の3	查定率:	対前年度以上
	① 資格点検は、計画的に医療機関照会等を実施し、的確な返還 請求処理及びレセプト返戻処理を行う。	レセ	・ 計画的な医療機関照会等の実施
		レセ	・ 的確な返納金処理の実施及び全件調定の実施

	実施内容等	事業計画に対する具体的施策					
基盤的	(4)効果的なレセプト点検の推進						
的	■ KPI:社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定	定率:対前年度以上					
保険者機能	② 外傷点検は、業務上及び第三者行為に該当するレセプトをシステムから効率的に抽出を行い、特に交通事故等が原因による損害賠償金債権は損害保険会社等に対して早期に折衝を図り確実な債権回収を行う。	・ 効率的な負傷原因照会等の実施 ・ 業務上に該当するレセプトの効率的な抽出、レセプト返戻(債権調定)処理の確実な実施 ・ 第三者行為に該当するレセプトの効率的な抽出、特に交通事故等が原因による損害賠償金債権は損害保険会社等に対して早期					
	③ 内容点検は、レセプト内容点検効果向上のための計画を引き続き策定・実施し、支払基金と連携しながら点検効果額の向上を目指す。具体的には、自動点検等システムを活用した効率的な点検を充実させるとともに、点検員のスキルアップを図るために、査定事例の勉強会等をマスタ検討会に統合して効率的に実施する。また、他支部の好事例を活用することでより一層の点検効果額の向上を目指す。	レセ ・ 具体的には新年度の本部主催の行動計画の研修に基づき支部で作成となるので 6 月頃に目標設定となり、プロセス(強化ポイント)も同時に計画策定となる。 (具体的には新年度の本部主催の行動計画の研修に基づき支部で作成となるので 6 月頃に目標設定となる予定。)					
	(5) 柔道整復施術療養費の照会業務の強化 ■ KPI:柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以	以上、かつ月15日以上の施術の申請の割合:対前年度以下					
	① 柔道整復施術療養費の適正化のため、多部位や頻回の申請について、加入者に対する文書照会を強化するとともに、いわゆる「部位ころがし」と呼ばれる、負傷部位を意図的に変更することによる過剰受診に対する照会を強化する。また、照会時には、パンフレットを同封し受診についての正しい知識を普及させるための広報を実施する。照会後においては結果を分析し、適宜、厚生局に情報提供を行うことで、さらなる適正化につなげる。	業務 ・ 多部位や頻回(施術箇所3部位以上、かつ月10日以上の施術)の加入者に対して文書照会を実施し申請内容の傾向及び文書照会回答等の分析を行う					

基盤的		実施内容等		事業計画に対する具体的施策	
的保	(6)	あんまマッサージ指圧・鍼灸施術療養費の適正化の推進			
保険者機能	1	受領委任制度導入に伴い、文書で作成された医師の再同意の確認を徹底する等審査を強化し、不正の疑いがある案件は厚生局に情報提供を徹底する。	業務	• 同意書にかかる改正点を重点項目として毎月の審査を行い、不正の疑いがある案件については九州厚生局への情報提供を検討・実施する。	
	(7)	返納金債権の発生防止のための保険証の回収強化、債	権管理	回収業務の推進	
	■ KPI:日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率:96.0%以上				
	1	保険証回収強化			
		○ 債権発生防止のため、資格喪失した加入者に対して文書や電話による催告を積極的に行い、保険証の回収を強化する	レセ	資格喪失した加入者に対して文書や電話による催告を迅速化、日本年金機構の資格喪失処理後2週間以内に、協会けんぽから保険証未回収者に対する返納催告及び電話催告を行うことを徹底	
		○ 一般被保険者分は、事業主に対し、文書・電話・訪問等により 今後の保険証の確実な添付について協力を依頼する。	レセ	・ 上期、下期で対象事業所を選定し、保険証回収についての周知方法を検討し実施する。	

基般	実施内容等		事業計画に対する具体的施策					
的。	的 (7)返納金債権の発生防止のための保険証の回収強化、債権管理回収業務の推進 保							
険	KPI:返納金債権(資格喪失後受診に係るものに限る。)の回収率:対前年度以上							
基盤的保険者機能	百 ② 積極的な債権管理・回収業務の推進 能							
	○ 債権の早期回収に向け、各債権に応じた債権回収方法として文書・電話・訪問勧奨を効果的・効率的に実施する。	レセ	(各債権に応じた債権回収方法として文書・電話・訪問勧奨を効果的・効率的に実施)・ 令和2年度債権管理回収業務に係る方針及び重点事項に基づく業務の実施(初期対応の充実等)・ 債権管理回収業務に係る方針及び重点事項に基づく業務の実施(初期対応の充実等)					
	○ 資格喪失後受診による返納金債権については、国保保険者との 保険者間調整を積極的に活用し、回収に努める。	レセ	• 資格喪失後受診による返納金債権については、国保保険者との保険者間調整を積極的に活用					
	○ 支払督促等法的手続きを積極的に活用する。	レセ	(支払督促等法的手続きを活用) ・ 令和2年度債権管理回収業務に係る方針及び重点事項に基づく 業務の実施					
	(8) 限度額適用認定証の利用促進 ■KPI:高額療養費制度に占める限度額適用認定証の使用割合	: 86.0	%以上					
	○ 限度額適用認定証の利用により加入者の医療機関窓口での負担が軽減されることから、事業主や健康保険委員等に対してチラシやリーフレットによる広報を実施するとともに、地域の医療機関や市町村と連携し、医療機関及び市町村の窓口に限度額適用認定申請書を配置し、申請代行を推進するなど利用促進を図る。	業務	• 認定証利用について各種広報を活用し促進を図るとともに、窓口に限度額適用認定申請書の設置後稼働率の低い医療機関に対し 定期的に架電や訪問による確認や使用依頼を行う。					

	事業計画等		事業計画に対する具体的施策
基盤	(9) 高額療養費の未請求者に対する申請案内		
基盤的保険者機能	○ 高額療養費の未請求者に対して、あらかじめ申請内容を印字した高額療養費支給申請書を送付(ターンアラウンド)し、支給手続きを勧奨する。	業務	・ 前年度からの勧奨基準を引き続き実施する。(対象金額 1,000円)
月七	(10) 被扶養者資格の再確認の徹底		
	■ KPI:被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率	: 92.09	%以上
	○ 被扶養者の国内居住要件等に対応した被扶養者資格再確認を確実に実施する。高齢者医療費に係る拠出金等の適正化および無資格受診防止を目的とした被扶養者資格の再確認を日本年金機構との連携のもと、事業主の協力を得つつ、的確に実施する。また、対象事業所からの回答率を高めるため、未提出事業所への勧奨による回答率の向上、未送達事業所の調査による送達の徹底を行う。	業務	・ 日本年金機構との打合せ、未提出事業所への早期の文書勧奨・ グループ全体での電話勧奨及び未送達事業所調査による送達 徹底
	(11)オンライン資格確認の円滑な実施		
	■ KPI:現行のオンライン資格確認システムについて、USBを配布し	た医療権	機関における利用率: 68.0%以上
	① 国全体で実施するオンライン資格確認の円滑な施行に向けて、マイナンバーカードの健康保険証利用促進のための周知広報を行う。	企総	国のオンライン資格確認の動向を注視しつつ、自治体のマイナン バーの取得状況を踏まえた広報を行う。
	② 現在、協会けんぽが独自に実施している、医療機関における資格 確認事業については、引き続き利用率向上を図る。	企総	・ 稼働状況報告を活用し、低利用の医療機関に対して有効活用の情報提供を行うことで利用を勧奨する。国のマイナンバーを活用した資格確認の動向に注視し、対応を図る。

	実施内容等		事業計画に対する具体的施策
2.	(1) ビッグデータを活用した個人・事業所単位での健康・医療法	データの:	提供
戦略的保険者機能関係	○ ビッグデータを活用した個人・事業所単位での健康・医療データの提供	保健	健診等データの活用事業所訪問及び郵送によるヘルスター通信簿の提供通信簿から事業所カルテへの切り替えによるデータ更新及び内容のブラッシュアップ
白 機 能	(2) データ分析に基づいた第2期保健事業実施計画(データ	ハルス	計画)の着実な実施
関	①特定健診受診率・事業者健診データ取得率の向上		
1余	生活習慣病予防健診・事業者健診データ取得	保健	① 健診機関会議の開催
	■ KPI: 生活習慣病予防健診受診率を60.7%以上とする ■ KPI: 事業者健診データ取得率を8.0%以上とする		 ② 実地調査 ③ 健診機関ごとの進捗管理 年3回戦略会議を開催し、特に受診者数上位10機関と健診推進費対象機関の状況把握を徹底する。 ④ 健診推進経費の活用による受診率の向上 覚書締結機関に対して目標の達成に向け進捗管理を徹底。目標を達成した機関に対してインセンティブを支払う。 ⑤ 健診機関への業務委託(無償契約)による未受診事業所に対する受診勧奨 健診機関への委託による生活習慣病予防健診の受診勧奨を行う。 ⑥ 支部職員による事業者健診データ提供勧奨と生活習慣病予防健診受診勧奨 受診率・取得率の低い事業所に対して訪問等による勧奨を行う。

	実施内容等		事業計画に対する具体的施策
2.	(2) データ分析に基づいた第2期保健事業実施計画(データ	タヘルス	計画)の着実な実施
戦略	①特定健診受診率・事業者健診データ取得率の向上		
1的保険者機能関係	生活習慣病予防健診・事業者健診データ取得	保健	 ⑦ 民間事業者への業務委託による事業者健診データ提供勧奨と生活習慣病予防健診受診勧奨 ・ 受診率・取得率が低い事業所に対して、事業者健診データの提供と生活習慣病予防健診への切り替えを、民間事業者の架電等により勧奨する。また、紙で提供の健診結果のデータ化も委託により行う。 ⑧ 被保険者個人への案内による集団健診の実施および受診日の拡大 ・ 事業所を通してでは生活習慣病予防健診受診につながらない対象者を受診につなげる。 ⑨ 事業者健診結果取得
			事業者健診データ取得管理簿を整理し、健診機関には データで、事業所には紙による事業者健診結果提供を文 書で依頼。提供された健診結果を取り込む。 健診機関に対する受診拡大にかかる働きかけ 生活習慣病予防健診未契約の健診機関への文書勧奨
			および訪問。既契約機関への受診者枠拡大にかかる働きかけ。
			⑪ 新規加入被保険者への受診勧奨・ 新適事業所への案内は月次、任継被保険者への案内は隔月で行う。・ 新適事業所への案内後、一般健診対象者5名以上の事業所へ電話による受診勧奨を行う。

	実施内容等		事業計画に対する具体的施策			
2.	(2) データ分析に基づいた第2期保健事業実施計画(データヘルス計画)の着実な実施					
戦略	① 特定健診受診率・事業者健診データ取得率の向上					
戦略的保険者機能関係	被扶養者の特定健診 ■ KPI:被扶養者の特定健診受診率を28.0%以上とする	保健	① 新規加入被扶養者への受診勧奨・ 新規強制加入被扶養者へは月次、新規任意継続被扶養者へは隔月で受診券を発行・ 受診券送付時に集団健診の案内を同封。			
能関係			② がん検診と特定健診の同時受診勧奨 • 自治体が実施するがん検診(集団健診)の時期に合わせて特定健診対象者にがん検診との同時受診を勧奨する。			
			 ③ 協会主催集団健診の実施 オプショナル検査を実施し、受診したい環境を整備する。 自然と健診を受診しようと思わせるキャッチコピー等を記載したDMを送付する。 集団健診実施機関に対し目標を設定し、目標を達成した機関に健診推進経費を支払う。 			
			④ 短時間就労者の事業者健診データ取得 ・ 事業所へ、短時間就労者の事業者健診結果の提供を依頼する(被保険者の事業者健診取得と連携)。			
			⑤ 特定健診対象者リストの送付 ・ 一定規模以上の事業所へ特定健診対象者リストを送付し、 事業主からの受診勧奨を依頼する。			
			⑥ 集合契約B代表保険者からの情報の報告及び管理の確実 な実施			

	実施内容等		事業計画に対する具体的施策				
2.	(2) データ分析に基づいた第2期保健事業実施計画(データヘルス計画)の着実な実施						
戦	② 特定保健指導の実施率の向上						
的	■ KPI:特定保健指導の実施率を30.8%以上とする						
保 険	<被保険者の特定保健指導受診勧奨対策>						
者	事業所への戦略的アプローチ	保健	・ 対象者の多い事業所の実施率の向上				
戦略的保険者機能関係			・ 健康経営意識の浸透				
1 /	協会保健師実施分		• 支部専門職のセルフマネジメント能力の向上				
			• 受け入れが悪い事業所への専門職によるアプローチ				
			・ 効率的な訪問計画の策定と初回面談実施数の進捗管理				
	アウトソーシング分		・ 健診当日実施の推進				
			• 委託機関の進捗管理				
			・ 特定保健指導委託機関会議および合同研修会の開催				
			• 実地調査				
	<被扶養者の特定保健指導受診勧奨対策>		• 協会主催集団健診時に特定保健指導を実施				
			• 定期的な集団セミナーの実施				
	③ 特定保健指導対象者改善率向上に向けた取り組み		• 研修会・ミーティングの開催				
			• 保健師、管理栄養士が初回面談時に喫煙者の行動変容ステージ に応じた禁煙メッセージカードを配布する。				

	実施内容等		事業計画に対する具体的施策
2	④ 重症化予防対策の推進		
戦略	■ KPI: 受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合:	: 12.9%	6以上
戦略的保険者機能関係	A) 要治療領域者に対する受診勧奨 B) 糖尿病性腎症治療中者を対象とした生活指導プログラムの実施	保健	 本部からの一次勧奨後に回答書提出者へ対する受診勧奨およびレセプト確認 業務委託による受診勧奨 特定保健指導非該当者に対する面談による受診勧奨 事業所に対する勧奨事業の周知 外部機関への働きかけ 実地調査・健診機関会議を活用した健診機関への働きかけ 医師会と連携した啓発文書等の作成及び活用 健診データ等による対象者抽出、医師会・医療機関に対する事業周知及び協力依頼の実施 プログラムの進捗管理 保健指導及びかかりつけ医への情報提供等連携を意識した仕様書作成及び業者選定 業務委託による生活指導プログラムの実施及び進捗管理の徹底
	C) 健診結果から行う糖尿病発症及びCKD重症化の予防		① 保健師による保健指導 * CKD重症化予防(保健指導) * 非肥満者への保健指導② 管理栄養士による食事指導 * 糖尿病発症予防(食事指導)
	⑤「健康づくり推進協会議」開催		・ 9月と3月に開催する 保健事業の分析結果を提示し、今後の対応に向けた助言を得る。

	実施内容等		事業計画に対する具体的施策
2.	⑥ コラボヘルスの推進		
戦略的保	○ 「ヘルスター通信簿」や、「ヘルスター宣言事業」などを活用し、事業主への積極的な働きかけを行うなど、事業主の主体的な取り組み(コラボヘルス)を促す。	企総	① 健康経営意識の更なる普及・醸成のため、県・熊本労働局・商工3団体・保険会社・業種業界団体、金融機関等と連携し、「ヘルスター健康宣言」を行う事業所を拡大する
的保険者機能関係			② ヘルスター認定2021に向けて認定基準の課題を洗い出し、見 直しを行う。また、ヘルスター認定事業所の経年変化の分析を 行う
係			③ 健康経営優良法人2021に申し込む事業所拡大にむけた広報 を行う
			④ くまもと健康企業会を発足し、事務局事業と連携して定例会を 年度内に4回開催する
	○ 健康経営セミナー、フォローアップ実践セミナーなど、健康経営を 目指す事業所の支援を強化する。	企総 保健	① 新規健康宣言事業所の取り組みをサポートするため、被保険者 30名以上の新規健康宣言事業所を訪問する。
			② 健康宣言事業所が自ら健康づくりのための計画が立案・実施できるよう、年間を通した保健師によるサポートを行う
			③ 事業所の健康づくりをサポートするため、セミナーを希望する事業所に対して保健グループまたは外部委託によるセミナーを実施する
	○ 業種団体や行政との連携を図り、健康づくりの意識向上を図る。	企総	① 自治体等の行政機関と連携した地域の加入者への健康増進の働きかけを行う。(熊本県・熊本市、宇土市)
			② 県トラック協会、中小企業団体中央会、県建設業協会、県建築協会、県道路舗装協会等の連携協定団体等との連携し、事業主及び加入者へ健康経営の促進を通じた健康増進の働きかけを行う
			③ 社会保険委員会等と連携した健康づくりイベントの開催

			事業計画に対する具体的施策
2.	(3)広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進	<u> </u>	テスロロにバブブのストドーブルの人
戦略	■ KPI:広報活動における加入者理解率の平均:対前年度以上		
略的保険者機能関係	① 保健事業や医療費適正化など保険者機能を発揮した協会の取り組 リーに加入者・事業主に発信し、ヘルスリテラシーや医療費に対する関		
1機 機 関	○ メールマガジンの登録者数を増やすため、大規模事業所の加入者に対し、事業所を通じて強く働きかける。	企総	• 有益で魅力的かつタイムリーな情報を毎月20日前後に配信、 早急な周知を要する情報にあたっては臨時号を配信する
係			メールマガジンの登録者数を増やすため、事業所を通じて加入者への登録勧奨する
	○ ホームページアクセス数に注目し、内容の充実を図り真に加入者・事業主が必要としている情報の発信を工夫する。	企総	• 理解度アンケートの結果を踏まえ、加入者・事業主が必要としている情報を発信するため、ホームページを随時更新する
	○ アンケート調査(理解度調査)等による加入者からの直接意見を踏まえた広報を行う。	企総	本部アンケート調査(理解度調査)等の分析及び加入者からの 意見を踏まえた広報戦略・広報スケジュールを立案する
	○ 加入者にメリットのある制度の認知率アップのため、ナッジ理論等を活用したチラシ・リーフレットを作成し、丁寧なお知らせを行う。	企総	納入告知書に同封する広報誌「協会けんぽくまもと」により、加入 者及び事業主に対し有益な情報を発信する
			• 社会保険協会発行の会員向け広報誌「社会保険くまもと」の掲載記事を作成し、加入者及び事業主にとって有益な情報を発信する
			• 県トラック協会会員事業所の健康度を高めるため、県トラック協会が発行する会報誌に記事を提供し、会員の事業主及び加入者へ健康増進の働きかけを行う

			事業計画に対する具体的施策			
2.	(3) 広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進					
戦略	② 加入者・事業主のみならず、広く県民一般の方々に対しても、メディアを有効に活用した広報を展開する。					
的保険者機能関係	○ 行政・経済団体・メディアを含めた「オール熊本」の連携による「健康寿命の延伸」をキーワードとした疾病予防に向けた取り組みについて、県民に直接届く広報を継続して実施する。	企総	メディアを活用して健康経営や健康づくり等の必要性を啓発、「健康寿命の延伸」をキーワードとした疾病予防に向けた取り組みについて、県民に直接届く広報を実施			
能関係	 ○ 行政・医療関係団体・保険者協議会等と連携し、「上手な医療のかかり方」の普及・啓発のためのインフラ作りを行うとともに、医療機関の適切利用、はしご受診の防止等の医療・介護サービスの適正利用、柔道整復施術療養費の適正化のための啓発を行う。 	企総	 協会けんぽの事業についてパブリシティ活動の強化 県・医療関係団体・保険者協議会と連携し、オール熊本で加入者に「上手な医療のかかり方」を普及・浸透させるため外部講師を招いたセミナーを開催する 新規適用事業所に事業及び制度の周知を図るため、年金事務所での事務手続きに際に配布する新規適用事業所向け冊子を作成する 			
	③健康保険委員の活動強化と委嘱者数拡大 ■ KPI:全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合:60.0%以上					
	○ より一層健康保険事業の推進に必要な活動を行っていただくため、 研修や広報活動等を通じて健康保険事業に対する理解の促進 等を行い、健康保険委員活動の支援を行う。	企総	健康保険委員に有益な情報を提供するため、健康保険委員向けの広報誌「スマイルけんぽ」を四半期ごとに作成・配布 健康保険委員へ健康保険制度を周知するため「健康保険のしおり」を作成、配付			
			健康保険委員実務研修会の実施健康保険委員表彰の実施			
	○ 事業所の規模に応じた健康保険委員の委嘱拡大を戦略的に進める。	企総	事業所の規模(新規適用、中規模、大規模)など、ターゲットに 応じた健康保険委員の委嘱拡大を戦略的に推進			

	実施内容等		事業計画に対する具体的施策
2.	(4) ジェネリック医薬品の更なる使用促進		
戦略	■ KPI: ジェネリック医薬品使用割合: 81.6%以上		
的 保 険	○ 令和2年9月にジェネリック医薬品の使用割合80%を達成できるよう に取り組む。	、令和 2	年9月までを「ジェネリック医薬品使用促進緊急対策期間」とし重点的
戦略的保険者機能関係	① 健康保険委員や健康宣言事業所等を中心に事業所を介し加入者に対してジェネリック医薬品の情報を発信する。	企総	• 各種広報媒体を活用し加入者等へ情報発信を行う
係	② ジェネリックシール等本部作成ツールの積極的な配布による促進 を図るとともに、自己負担額軽減額効果通知により使用促進を 図る。	企総	・ ジェネリックシール等本部作成ツールの積極的な配付による促進、 ジェネリック医薬品軽減額通知による使用促進を図る
	③ 医療機関・調剤薬局に対しては、県薬剤師会と連携したセミナーの開催など啓発活動の展開による促進を図るとともに、医療機関・調剤薬局毎の使用割合等のデータ(ジェネリックカルテ)を活用し、訪問勧奨を行うなど働きかけを強化する。	企総	医療機関・調剤薬局向けの「お知らせ」(ジェネリック見える化ツール)を活用し、文書及び訪問による医療機関等への働きかけを行う
	④ 県をはじめ関係機関に対しても積極的な働きかけを行うとともに各種協議会等の場で意見発信を行う。	企総	• 関係団体と連携しセミナー等での啓発活動、県をはじめ関係機関への積極的な働きかけ、各種協議会等の場での意見発信
	⑤ 他の保険者と連携し、加入者に対する効果的な働きかけを行う。	企総	・ 使用率が低い地域に居住する加入者に対して、自治体と連携し、 DM等により直接働きかけを行う
	(5) インセンテイブ制度の着実な実施		
	① 令和元年度の実施結果を迅速に検証し、向上化対策を立て具体的な取り組みにつなげる。	企総	・ 平成30年度の実施結果をもとに、強化すべき指標の項目について改善に向けた広報を行う
	② 令和元年度の結果とともに制度周知についての広報を丁寧に行うとともに、業績評価の視点から進捗管理目標として掲げ、能動的に管理していく。	企総	インセンティブ制度全体像と加算減算される保険料率についての 周知と併せて、事業主・加入者が取るべき行動について広報する

		1	
	実施内容等		事業計画に対する具体的施策
2.	(6)パイロット事業の実施		
戦略的保	① 全国展開された事例を基に、積極的に事業実施を行う。	企総	• 他支部実施のパイロット事業等についての内容精査、支部導入の可否を検討する。
的保険者機能関係	② 本部提出案件の可否を受け速やかに対応する。	企総	・ パイロット事業及び支部調査研究事業の応募促進策の検討、スケジュールに基づき応募に向けた運営
 関	(7)地域の医療提供体制への働きかけや医療保険制度改正	等に向	けた意見発信
係 	R KPI:他の被用者保険との連携を含めた、地域医療構想調整会議への支部参加率:100.0% ■ KPI:「経済・財政と暮らしの指標「見える化」データベース」などを活用した効果的な意見発信を実施する。		
① 地域医療への関与 県や市等が設置する健康づくりに関する検討会等に対して、加入者・事業主を代表する立場で関与し、他の保険者と連携しながら関係 きかけや意見発信を行い、地域医療に貢献する。			
	○ 地域医療構想調整会議等の医療提供体制に係る協議の場に おいて医療データ等の分析結果や地域医療を見える化したデータベース等を活用し、エビデンスに基づく意見発信を行う。	企総	・ 県や市等が設置する健康づくりに関する検討会等へ地域医療の あり方に対する意見発信
			国保運営協議会等へ地域医療のあり方に対する意見発信、県 医師会・県歯科医師会・県薬剤師会との連携推進
			・ 地域医療構想調整会議等での意見発信
			・ 保険者協議会や地域職域連携推進会議を通じて、健康づくり事業の事例を行政機関や他保険者と共有
			・ 保険者協議会医療費分析部会等でのデータ分析に基づく意見 発信

	実施内容等		事業計画に対する具体的施策
2.	(7)地域の医療提供体制への働きかけや医療保険制度改正	等に向	けた意見発信
戦略的保	② 医療費データ等の分析 保険者機能強化アクションプラン(第4期)に沿って、医療の質の向	上、効率	化の観点を踏まえ、その成果を施策に反映できる調査研究を行う。
的保険者機能関係	○ 本部提供の各種情報リストや医療費分析マニュアル、及び地域 ごとの診療行為別の標準化レセプト出現比(SCR)分析ツール や地域医療を見える化したデータベースを活用し、地域別の医療 提供の実態把握、地域差の要因分析を行い、加入者や事業主 への情報提供を行う。	企総	・ 本部提供の各種情報リスト・医療費分析マニュアル・地域ごとの診療行為別の標準化レセプト出現比(SCR)分析ツール・「経済・財政と暮らしの指標「見える化」データベース」等を活用した地域別医療費分析を行う
			• 加入者・事業主への情報提供のための支部の適用情報、医療費、 ジェネリック医薬品使用割合等に関する統計情報の作成を行う。
	○ 外部有識者との連携協力を図り、医療・介護に関する情報の収集・分析・提供への組織的対応の強化を図る。	企総	・ 外部有識者と連携協力した調査研究の強化、「学会参加の報告及び学会参加費用等に係る取扱要領」の基準を満たしている学会や調査研究報告会での報告、学術誌や調査研究報告書への投稿
	③ 調査研究の推進	1	
	○ 熊本支部の課題について調査研究を進め、調査研究報告書への掲載、調査研究フォーラムや学会での発表を行う。	企総	・ 外部有識者と連携協力した調査研究の強化、「学会参加の報告及び学会参加費用等に係る取扱要領」の基準を満たしている学会や調査研究報告会での報告、学術誌や調査研究報告書への投稿

美施 内容等		事業計画に対する具体的施策
(1)評議会の開催及び適切な運営		
○ 評議会において、協会運営に対する意見を聴取するとともに、定期的に支部の事業進捗状況を報告することにより、効果的な事業推進に繋がる意見発言が出やすい環境づくりを行う。	企総	・ 出席率を考慮した日程調整を行う。また評議員から積極的に意見が出るよう、評議会開催前に訪問の上、事前説明を行う。
		・ 任期満了に伴う評議員の交代を円滑に実施する
(2)人事制度の適正な運用と標準人員に基づく人員配置		
○ 業務の効率化・平準化・簡素化の定着により、基盤的業務から戦略 的業務へウエイトを移行し適切な人員配置を行う。	企総	事業状況資料及び進捗管理シートの作成、進捗管理の徹底 (担当職員による進捗管理シートの登録、管理職員による進捗 確認、毎月の評価及びフィードバック)、幹部職員によるヒアリング などで課題抽出し解決に向けた対策を検討
(3) 人事評価制度の適切な運営		
○ 役割定義を明確化した人事制度の運用・活用を通じて組織目標達成のための個人目標の設定・面談、中間とアリングを行い、適切な評価につなば、日標達成のための仕組みを定義させる。	共通	・ 協会ミッションや組織目標の徹底のため、幹部職員による指導
画にフなり、日保定成のための日間のでた省とせる。		・ 組織目標達成のための個人目標の設定(実績評価シート)、 期初面談・期中面談・期末面談を計画的に実施、適切な指導・ 評価及びフィードバックを実施
(4) 0 J Tを中心とした人材育成		
○ O J T、集合研修、自己啓発を効果的に組み合わせた中で人材育成策を展開し、「自ら育つ」という成長意欲を持ち、責任感を持って創造的な活動ができる人材を育成する。	企総	• O J T、集合研修、自己啓発を効果的に組み合わせた中で人材育成策を展開、実施記録の把握及び適切なフィードバック
○ 全職員による事業所・関係団体訪問を通じて、関係機関と調整・協働ができる交渉力を持った人材、関係する協議会等において適切な意見発信のできる人材を育成する。	企総	・ 研修による人材育成、事業所訪問、医療機関訪問、研修、講習会、会議等における実地訓練を通じて営業力・発信力・訴求力・調整力・交渉力・実行力の高い職員づくり
	 ○ 評議会において、協会運営に対する意見を聴取するとともに、定期的に支部の事業進捗状況を報告することにより、効果的な事業推進に繋がる意見発言が出やすい環境づくりを行う。 (2) 人事制度の適正な運用と標準人員に基づく人員配置 ○ 業務の効率化・平準化・簡素化の定着により、基盤的業務から戦略的業務へウエイトを移行し適切な人員配置を行う。 (3) 人事評価制度の適切な運営 ○ 役割定義を明確化した人事制度の運用・活用を通じて組織目標達成のための個人目標の設定・面談、中間ヒアリングを行い、適切な評価につなげ、目標達成のための仕組みを定着させる。 (4) OJTを中心とした人材育成 ○ OJT、集合研修、自己啓発を効果的に組み合わせた中で人材育成策を展開し、「自ら育つ」という成長意欲を持ち、責任感を持って創造的な活動ができる人材を育成する。 ○ 全職員による事業所・関係団体訪問を通じて、関係機関と調整・協働ができる交渉力を持った人材、関係する協議会等において適切な 	 (1) 評議会の開催及び適切な運営 評議会において、協会運営に対する意見を聴取するとともに、定期的に支部の事業進捗状況を報告することにより、効果的な事業推進に繋がる意見発言が出やすい環境づくりを行う。 (2) 人事制度の適正な運用と標準人員に基づく人員配置 業務の効率化・平準化・簡素化の定着により、基盤的業務から戦略的業務へウエイトを移行し適切な人員配置を行う。 (3) 人事評価制度の適切な運営 役割定義を明確化した人事制度の運用・活用を通じて組織目標達成のための個人目標の設定・面談、中間ヒアリングを行い、適切な評価につなげ、目標達成のための仕組みを定着させる。 (4) OJTを中心とした人材育成 ○ OJT、集合研修、自己啓発を効果的に組み合わせた中で人材育成策を展開し、「自ら育つ」という成長意欲を持ち、責任感を持って創造的な活動ができる人材を育成する。 ○ 全職員による事業所・関係団体訪問を通じて、関係機関と調整・協働ができる交渉力を持った人材、関係する協議会等において適切な像ができる交渉力を持った人材、関係する協議会等において適切な

		1	
	実施内容等		事業計画に対する具体的施策
3	(4) 0 J Tを中心とした人材育成		
組織・運営体制関係	③ 専門的な知識の習得のため、関係団体等の主催する研修会への積極的な参加、また自己研鑽のための本部斡旋の通信講座の受講を推進する。	企総	本部研修への積極的な参加、支部集合研修の計画的な実施、本部・支部研修受講記録の把握、伝達研修の実施、伝達研修 受講記録の把握 研修計画の策定と実施。上期の実施状況より下期の見直しを行う 積極的な受講勧奨、受講者・受講状況・受講結果の把握、受講者への励まし・表彰などのフォロー
係 	(5)支部業績評価の実施		
	○ 支部業績評価の評価項目や評価方法を確認し意識した上で、業績向上に努める。	企総	・ 支部業績評価の評価項目や評価方法を確認し意識した上で、 業績向上に努める
	(6)費用対効果を踏まえたコスト削減等	1	
	① 予算・実績管理の徹底		
	○ 毎月の実績管理を確実に行い、定期的に進捗状況を報告し、 計画的な事業推進に努める。	企総	予算執行状況の確認及び報告、毎月の適切な実績管理、月次報告(銀行勘定帳、預金出納帳、損益計算書試算表、仕分日記帳)
	○ 事業終了後は事業評価を確実に行う。	企総	・ 支部予算(特別計上に係る経費等)の策定
			・ 支部事業計画の策定
			・ 支部予算実施計画等の策定(債務負担行為の報告含む)
	○ 適切な入札等を厳正に行う。 	企総	・ 適切な調達及び支払業務の実施
	○ 1 者応札案件の減少に努める。■ KPI: 一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、対前年度以下とする	企総	• 適切な入札等を厳正実施、調達における競争性を高めつつ一者 応札案件の減少に努めるため、一者応札となった入札案件につい ては、入札説明書を取得したが入札に参加しなかった委託事業 者に対するアンケート調査等を実施

		実施内容等		事業計画に対する具体的施策
3	(6)	費用対効果を踏まえたコスト削減等		
組織・運	2	超過勤務の適正化に努め、結果として経費節減となるよう業務管 理を行う。	企総	・ ノー残業デーの実施、年次有給休暇取得推進月間等の実施
営体	3	経費削減策の推進		
運営体制関係		○ 業務・システム刷新の目的であるペーパーレス等による経費削減 を推進する。	企総	・ 業務改善によるコスト削減 (外部委託含む)
	(7):	コンプライアンス・個人情報保護等の徹底		
	1	コンプライアンス計画を立案し、その計画に基づいて研修・自己点検を行い、その遵守を徹底するとともに定期的に委員会を開催し支部の状況等を確認・改善する。	企総	コンプライアンス計画に基づき、職員研修・自主点検を実施、定期的に委員会を開催し支部の状況等を確認・改善コンプライアンス委員会を4月と11月に開催する
	2	協会けんぽ保有の法人文書や加入者情報等の適切な管理	企総	協会けんぱ保有の法人文書や診療報酬明細書に対する開示請求手続への適切な対応警察・裁判所等からの加入者記録照会等への適切な対応
	3	個人情報保護については、パスワードの設定や暗号化等の点検を 定期的に行うとともに、保有状況と管理ルールを常時点検し、自主 点検の点検項目を強化し、情報の保護を徹底する。	企総	 情報セキュリティ関係規程に基づき、ファイルパスワードの設定、暗号化の設定、ファイル名(もしくはフォルダー名)及びヘッダーに機密性等の明示を徹底し自主点検の点検項目を強化、保有状況と管理状況を常時点検 個人情報保護管理委員会を7月と1月に開催する

		実施内容等		事業計画に対する具体的施策
3	(8)	リスク管理の強化		
組織・運営体制	1	来訪者、並びに職員の安全を確保するため、災害時支部初動対応マニュアルに基づいた危機管理の実践的な訓練・対策協議をテナントビル所有者側も含めて行う。	企総	・ 来訪者、並びに職員の安全を確保するため、災害時支部初動対応マニュアルに基づいた危機管理の実践的な訓練・対策協議をテナントビル所有者側も含めて実施、本部指示により安否確認システム模擬訓練を実施
制以	2	本部監査等や自主点検の指摘事項、支部活性化プロジェクト委員会の提案、並びにお客様の声に基づき、定期的な支部保有リスクの洗い出しを行い、対応策を協議の上で迅速な対応に努める。	企総	• 自主点検の指摘事項や支部活性化プロジェクト委員会の提案、 お客様の声に基づき、定期的な支部保有リスクの洗い出しを行い、 協議の上迅速に対応
	3	リスク管理委員会の開催や支部における役割等を明確にするなどリ スク管理体制の整備を進め事故後の対応等に備えるとともに、事故 防止対策を徹底する。	企総	・ 事態深刻化に備え、リスク管理委員会の開催や支部における役割等を明確にするなどリスク管理体制の整備
	1751E7 37(C1133/E07 G0		座席表、緊急連絡網、自衛消防隊組織図、ハラスメント相談員の整備	
				・ 職員の健診受診率100%、2次健診対象者の受診勧奨、 衛生委員会、産業医の面談、ストレスチェックの実施、産業医の 面接、集団分析による産業医の指導
				・ 令和3年1月以降、健診受診及び2次健診の受診状況につい て報告する
	(9)	事務処理誤りの発生防止		
		職員一人一人が発生防止に対する意識を高めるために各グループ にて定期的なミーティング・勉強会を行う。	共通	職員一人一人が発生防止に対する意識を高めるために各グループにて定期的なミーティング・勉強会を行う。
	2	定期異動と併せて支部独自の強化月間を設定し、発生防止のための意識の高揚を図る。	企総	・ 定期異動と併せて支部独自の強化月間(事務処理誤りゼロ月間)を設定